

ひろがる京の木整備事業（建物型）



京都府農林水産部林業振興課

説明内容

- 建物型の事業内容
- 各書類の注意事項
- お問い合わせ及び書類提出先
- その他事業の紹介

事業内容

事業内容①

[内容]

住宅タイプ：住宅などの新築、増改築、修繕、内装工事において、京都府産木材を利用した建築物の木造化や木質化を支援

非住宅タイプ：商業施設や福祉施設などの住宅以外の民間施設において、京都府産木材を利用した木造化・木質化を支援

	住宅タイプ	非住宅タイプ
補助対象者	緑の工務店 特定事業者※	施主 (補助対象施設を整備する方)
補助対象建築物	住宅（府内・府外）	民間の住宅以外の建築物 (府内・府外)
補助対象経費	京都府産木材の購入費	

※特定事業者について

建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていない場合は、緑の工務店への登録ができないため、特定事業者の要件（実施要領第2（7））を満たしている必要があります。

事業内容②

[補助率・補助額の上限]

補助対象木材等	木材・製品購入費の補助率	
	住宅タイプ	非住宅タイプ
京都の木証明書が発行された木材	10%以内 ※(上限額: 6万円/m ³)	20%以内 ※(上限額: 60万円/m ³)
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書 が発行された木材	15%以内 ※(上限額: 9万円/m ³)	30%以内 ※(上限額: 90万円/m ³)
北山丸太製品・京銘竹製品	50%以内 (上限額: 4万円)	1 申請当たりの補助額の上限 1, 0 0 0 万円

※1m³当たりの上限の適用を受ける場合

▶ 住宅タイプ: 1 申請あたりの京都府産木材の購入単価が60万円/m³を超える場合

▶ 非住宅タイプ: 1 申請あたりの京都府産木材の購入単価が300万円/m³を超える場合

事業内容③

[対象建築物の要件] (建物型共通)

- ・ 仮設でない
- ・ 宗教活動や政治活動に用いるものでない
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で規定する店舗型性風俗特殊営業等に用いるものでない
- ・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者が所有、整備するものでない
- ・ 工事施工者がジョイントにより木造化・木質化工事を施工した施設
※府内産木材を購入するために工事施工者が木材加工業者又は流通業者と連携を組むこと

[補助の要件]

- ・ 補助対象木材等の購入費について他に補助金の交付を受けていないこと
- ・ 京都府産材の使用について普及・啓発の取組（例：のぼりの掲示等）を行うこと
- ・ 対象建築物の木造化・木質化に係る工事の施工者は、緑の工務店に登録されていること
【非住宅タイプのみ】

事業内容④

【建築物に付属する工作物等の補助対象の考え方】（建物型共通）

補助対象 ……交付対象建築物に固定されるもの
例）建築物に固定される扉・テラス等

補助対象外 ……建築物に固定されていないもの、移動が可能なもの
例）可動式のテーブルや椅子等の家具類
建築物から離れた柵、門扉等

【居住スペースと居住以外のスペースを含む建築物について】

（店舗兼住宅、事務所兼住宅等）

延べ床面積の過半を**居住スペース**とする建築物 ➡ **住宅タイプ**

延べ床面積の過半を**居住スペース以外**とする建築物 ➡ **非住宅タイプ**

【非住宅タイプの対象となる場合の注意】

延べ床面積の過半以上が居住以外に利用されることを示す資料（図面等）の添付が必要です。

※居住スペースの有無に関わらず、交付申請時に提出する図面には、間取りごとの用途の明示が必要です。

事業の流れ①

【受付期間】（建物型共通）

事業申込書（変更申込書）

令和4年12月28日まで

令和5年2月1日から令和5年3月31日まで

交付申請書

令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

【交付申請について】（建物型共通）

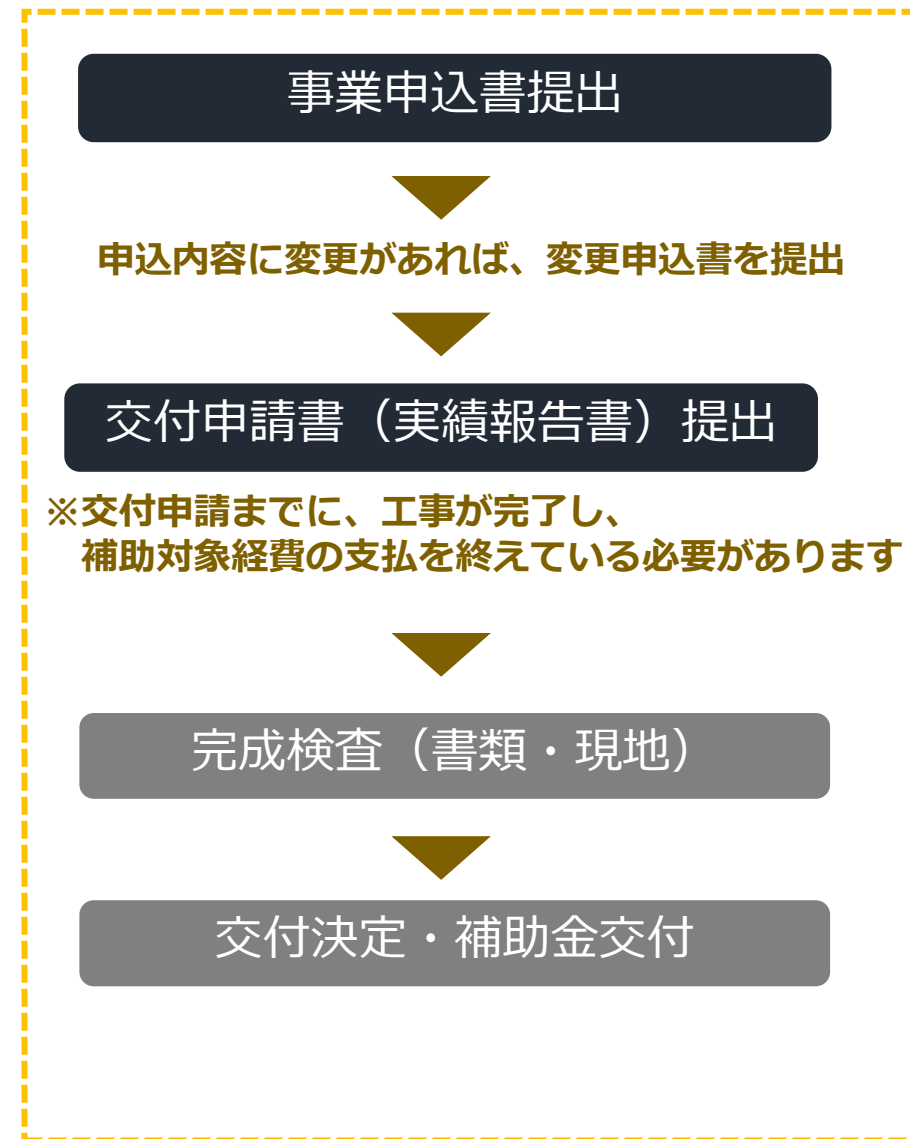
申込書の受付後2ヶ月以降から申請可能

住宅タイプ

- ・補助対象建築物の工事完了後1年以内

非住宅タイプ

- ・補助対象建築物の工事完了後1年以内
 - ・申込年度かその翌年度内
- 以上のどちらの条件にも合う期間内



提出書類

【添付書類】（建物型共通）

事業申込書

- ・ ジョイント計画書（※）
- ・ 施設の所在地を示した位置図

交付申請書

- ・ 事業実施報告書（※）
- ・ ジョイント実績報告書（※）
- ・ 京都の木証明書（写し）
ウッドマイレージCO₂京都の木認証書（写し）
- ・ 施工状況及び普及啓発状況が分かる資料
- ・ 京都府産木材の納品書、明細書及び領収書の写し
（使用した木材の種類ごとの金額が記載されたもの）

※は実施要領に定められた様式

住宅タイプは追加で提出

- ・ 北山丸太・京銘竹製品に関する確認書類
（北山丸太・京銘竹製品を使用した場合のみ）

- ・ 府内産木材等使用確認書（※）

※以下は特定事業者が申請する場合に追加

- ・ 府税の納税証明書
（府税の滞納のないことの証明）

- ・ 誓約書（※）

非住宅タイプは追加で提出

- ・ 申請しようとする施設の完成図面
（京都府産木材を使用した箇所を明示したもの）

- ・ 府税の納税証明書
（府税の滞納のないことの証明）

- ・ 誓約書（※）

各書類の注意事項

各書類の注意事項①

【事業申込書について】

【住宅タイプの様式】

別記第1号様式（第6、第7関係）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業（変更）申込書

年

変更申込書でなければ
（変更）に取消線を引く

（建物型共通）

緑の工務店の場合は
登録番号（H●-MJ-●）
を記入

（住宅タイプのみ）

木材使用予定量＝ジョイント計画書
に記載の合計材積であることを確認

（建物型共通）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第6（第7）の規定により、事業（変
更）を申請します。

記

新築 ・ 増改築等

二 交付対象建築物に関する事項

建築物の所在地	年 月 日 ~ 年 月 日
（予定）工期	
ウッドマイレージCO.京都 の木認証書が発行された木 材使用予定量	m ³
京都の木証明書が発行され た木材使用予定量	m ³
府内産木材の納材業者	
（取扱事業体認定番号： ）	

各書類の注意事項②

【交付申請書について】

【住宅タイプの様式】

第3号様式（第8関係）

年 月 日

京都府知事

様

所在地 〒
名称 _____
代表者氏名
連絡先（電話）（ ） -

緑の工務店の場合は
登録番号（H●-MJ-●）
を記入

（住宅タイプのみ）

事業実施報告書の交付申請
額と一致しているか確認

（建物型共通）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）補助金交付申請書

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第8の規定により、下記のとおり補助金の
交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 _____円
- 2 事業の内容

「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施報告書」のとおり

口座名義人と申請者が異なる場合、
委任状を添付すること

（建物型共通）

号の規	有（申請窓口： _____）・無												
補助金の振込先	<table border="1"><tr><td>①金融機関名</td><td>銀行</td><td>支店</td></tr><tr><td>②預金種目</td><td>普 通</td><td>・ 当 座</td></tr><tr><td>③口座番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>④口座名義人（お書き）</td><td colspan="2"></td></tr></table>	①金融機関名	銀行	支店	②預金種目	普 通	・ 当 座	③口座番号			④口座名義人（お書き）		
①金融機関名	銀行	支店											
②預金種目	普 通	・ 当 座											
③口座番号													
④口座名義人（お書き）													

各書類の注意事項③

【実績報告書について】

【住宅タイプの様式】

第4号様式（第8関係）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業実施報告書

年 月 日

京都府知事 様

（緑の工務店又は特定事業者）
所在地 〒 _____
名称 _____
代表者氏名 _____
連絡先（電話）（ ） - _____

（住宅タイプ）実施要領第9の規定により、事業実施報告書

記

・ 増改築等

事項

	年 月 日 ~ 年 月 日
京都の木証明を受けた木材使用量	m ³
府内産木材の納材業者	m ³
交付申請額	① ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書が発行された木材 _____円（税抜）×0.15= _____円 （上限額：1 m ³ あたり90,000円） ② 京都の木証明書が発行された木材 _____円（税抜）×0.1= _____円 （上限額：1 m ³ あたり60,000円） ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 _____円（税抜）×0.5= _____円 （上限額：40,000円） 計 _____円（千円未満切捨）

緑の工務店の場合は
登録番号（H●-MJ-●）
を記入

（住宅タイプのみ）

木材使用量=京都の木証明書又はウッドマイレージCO₂京都の木認証書に記載の合計材積であることを確認

※ 四捨五入の関係でジョイント実績と一致しなくても問題ありません

（建物型共通）

値引き等がある場合は、
該当金額を差し引いた
金額を記載

（建物型共通）

各書類の注意事項④

【報告写真について】

(建物型共通内容)

(注) 部材毎に写真を撮影・提出してください

(注)
89
mm
以上



(注) 黒板等も入れて撮影

工事名	●●様邸新築工事
位置	●●市▲▼町◇番地
撮影月日	令和●年●月●日
管柱	
施工者	●●工務店

(注) 127mm以上

各書類の注意事項④

(注) 建物の全景が写るよう撮影してください



(注) 登り旗も見えるように撮影してください

(注)
89
mm
以上

(注) 127mm以上

各書類の注意事項⑤

【伝票について】（建物型共通内容）

交付申請書の添付書類として、『**納品書、明細書及び領収書**』の写しなど、**対象木材に係る支払いが確認できる書類**の提出が必要

○プレカット加工賃等について

プレカット加工賃等についての経費がかかる場合、加工賃等を補助対象木材に含むことが可能です。ただし、補助対象木材以外の木材も同時に加工する場合、材積で按分するなど、**補助対象木材に係る加工賃の算出が必要です。**

※現場での加工や塗装等は含むことができません

○値引きについて

値引きがある場合は補助対象木材に係る**値引き額を購入費から差し引く必要**があります。

補助対象木材以外の木材や資材も含めて値引きされている場合は、値引率や経費で按分するなど、**補助対象木材に係る値引きの額の算出が必要です。**

各書類の注意事項⑥

○領収書について

・月締めの支払い等により、領収書の金額の一部に補助対象木材の購入費が含まれている等で、請求書と領収書の金額が一致しない場合は、請求された内容が領収書に含まれていることが確認できるように整理していただく必要があります。

(対応例)

領収書に請求内訳を記載する

補助対象木材の購入費は別途支払うことで請求書と領収書が一致するようにする
等

・領収書が発行されない場合は、補助対象木材に係る支払の事実が確認できる資料が必要です。

(例) 木材納入業者の入金伝票、銀行等からの入金済み通知、通帳の写し 等

※申請者が補助対象経費を支払ったことが確認できる資料が必要です。

(住宅タイプ【緑の工務店等】と非住宅タイプ【施主】で申請者が異なるため注意)

各書類の注意事項⑦

(参考)

値引きや加工賃がかからない場合の領収書の内訳記載例

領収書		年月日
※※※※※※※※		御中
※※※※※※※※		様
下記のとおり領収いたしました		
※※※※※※※※		※※※※※※※※
担当： ※※※※※		
領収金額	※※※※※※	(税込み)
項目	金額	
●●月分	※※※※※	
内訳		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※	※※※※※	
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
請求No.※※※※※※		
合計		
概要		



この場合は、対象物件以外の金額等を**黒塗り**して提出可能

対象物件に該当する請求番号の金額は記載
(手書きも可)

請求書番号など、対象物件が含まれていることが分かるように内訳を記載
(手書きも可)

お問い合わせ
及び書類提出先

補助を受けようとする住宅の立地によって窓口が異なりますのでご注意ください

窓口	窓口の所在地	所管区域（補助対象施設の所在地）
京都府山城広域振興局 林業振興係 (☎0774-21-3450)	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 林業振興係 (☎0771-22-1017)	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 林業振興係 (☎0773-62-2586)	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 林業振興係 (☎0772-62-4306)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所 林務課 (☎075-451-5724)	〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入 三丁町449	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部 林業振興課木材産業係 (☎075-414-5011)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	京都府外

その他事業紹介

木製品型支援事業

【導入支援タイプ】

- ・ 事業内容：多くの府民が利用する民間施設の京都府産木材を利用した木製品導入を支援
- ・ 対象木材：京都の木証明材（ウッドマイレージC O 2 京都の木認証材も対象）
- ・ 事業主体：施主
- ・ 支援内容：木製品購入費等の1 / 2、上限100万円／件

【開発支援タイプ】

- ・ 事業内容：京都府産木材を利用した木製品の開発を支援
- ・ 対象木材：京都の木証明材（ウッドマイレージC O 2 京都の木認証材も対象）
- ・ 事業主体：木材加工業者等
- ・ 支援内容：木製品の開発・P Rに係る経費（上限100万円／件）



※木製品型の事業の窓口：京都府農林水産部林業振興課木材産業係